

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

真庭市社協居宅介護支援北事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 第3373400088号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	3
2. 事業所の概要	3
3. 事業実施地域及び営業時間	3
4. 職員の体制	4
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 業務継続計画(BCP)の策定の連携	8
8. 質の高いマネジメントの提供	8
9. 事故発生時の対応及び緊急時における対応方法	8
10. 守秘義務	8
11. 苦情の受付について	9
12. 個人情報の使用について	9

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岡山県真庭市久世 2928番地
(3) 代表者氏名 会長 三船 昌行
(4) 設立年月 平成17年4月1日
(5) 電話番号 0867-42-1005
(6) フックス番号 0867-42-2263

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称 真庭市社協居宅介護支援北事業所
平成11年10月1日指定
介護保険事業所番号 第3373400088号
(3) 事業所の所在地 岡山県真庭市下湯原47番地
(4) 電話番号 0867-62-7111
(5) 管理者氏名 金ヶ江 節子
(6) フックス番号 0867-62-3181
(7) 当事業所の運営方針

介護保険の理念に基づき、利用者が要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して適切な指定居宅介護支援を提供します。

また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるように配慮するとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのない公正、中立に行います。

なお、利用者・家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、介護支援専門員に対して複数の事業所の紹介を求めるのも、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めるのも可能です。

- (8) 開設年月 平成11年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 真庭市
(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月～金
受付時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	8時30分～17時15分
その他年間の休日	国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始の特別休暇

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤
1. 管理者(主任介護支援専門員) (介護支援専門員と兼務)	1	
2. 介護支援専門員	2以上	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますが、利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

要介護 1, 2	要介護 3, 4, 5
12, 490 円	16, 230 円

※上記利用料には、特別地域加算として 15 %が加算されています。

～加算料金～

初回加算 3, 000 円

適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回（新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合）

入院時情報連携加算

- (I) 介護支援専門員が入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合 2, 500 円
- (II) 介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合 2, 000 円
1 月に 1 回を限度として算定できる。

退院・退所加算

入院期間又は入所期間に、退院又は退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。1回の入院期間中に3回まで算定することができる。

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4 500円	6 000円
連携2回	6 000円	7 500円
連携3回	×	9 000円

緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 000円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度として算定できる。

特定事業所加算Ⅲ 3, 090円

- ・主任介護支援専門員を配置し、常勤かつ専従の介護支援専門員2名以上配置している。
- ・利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（週1回以上）開催。
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。
- ・減算要件に該当していない。
- ・介護支援専門員1人あたりの利用者の件数が40件未満である。
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。
- ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研修会等を実施していること。
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加していること。

ターミナルケアマネジメント加算 4. 000円

- ・24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備する事。
- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施すること。
- ・訪問により把握した利用者の心身の状態等の情報を記録し、主治医及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供する事。

通院時情報連携加算 500円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の

必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合。

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した通常の事業の実施地域を越えての交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

① 1キロメートルにつき30円

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、末日までに以下の方法でお支払いください。

ア. 銀行振り込み

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払いください。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

（2）介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

（3）虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

担当:金ヶ江節子

（4）ハラスメント対策

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

（5）主治の医師及び医療機関との連携

事業者は利用者の主治の医師または関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行うために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の

介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします)

(6) 身体拘束

①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

②身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. 業務継続計画(BCP)の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を計測的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

8. 質の高いマネジメントの提供

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。

(1) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合

(2) 6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

9. 事故発生時の対応及び緊急時における対応方法

(1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 指定居宅介護支援事業者は、前号の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務

事業者及び介護支援専門員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します

。

11. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

所在地	岡山県真庭市下湯原47番地
電話番号	(0867) 62-7111
FAX	(0867) 62-3181
受付時間	平日8:30 ~ 17:15
管理者	金ヶ江 節子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

所在地	岡山県真庭市久世2927-2
電話番号	(0867) 42-1074
FAX	(0867) 42-1390
受付時間	平日8:30 ~ 17:15
所在地	岡山市北区桑田町17-5
電話番号	(086) 223-8811
FAX	(086) 223-9109
受付時間	平日8:30 ~ 17:00

(3) 福祉サービス苦情解決にあたり、第三者委員会を設置しています。

12. 個人情報使用について

利用者及び家族の個人情報については次の通りとします。

(1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議や介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合使用します。

(2) 使用条件

本人と家族の同意を得た上で、個人情報の提供は、上記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておきます。

以上について、利用者及び家族への説明を行いました。

〈 説 明 者 〉

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人　真庭市社会福祉協議会
真庭市社協居宅介護支援北事業所

介護支援専門員　　氏名　　印

私は、本書面を受け取り、これに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

以上のことを条件に個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

〈利用者同意欄〉

令和　　年　　月　　日

利用者　住　所　　岡山県真庭市

　　氏　名　　印

代理人　住　所

　　氏　名　　印

(続柄　　)

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。（守秘義務）

2. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を開鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の5日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③利用者が、居宅サービス契約に定めた事項以上の要求又は、介護サービス以外の要望等により、本契約の継続が困難と認められる場合